

松本ものづくり産業支援センター ICT拠点サテライトオフィス入居申込要項

一般財団法人松本ものづくり産業支援センターが2019年11月に開設するICT拠点サテライトオフィスの入居者を募集します。

本施設は、ICTを活用した、松本市の地域産業活性化や産業創発に繋げるための施設であることから、入居に当たっては、ICT拠点施設での事業展開等の審査を実施し、入居の決定を行います。

入居を希望される方は、正式な入居申請及び許可決定に先立ち、下記の要項をご理解のうえ、入居申込書等必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

1 ICT拠点サテライトオフィス

(1) 所在地

長野県松本市大手3丁目3番9号 NTT東日本大名町ビルの一部

(2) 供用開始日

2019年11月

(3) 家賃

区画No	広さ (㎡)	家賃 (円)	共益費 (円)	合計 (円)
1	16	56,000	5,000	61,000
2	17	59,500	5,000	64,500
3	18	63,000	5,000	68,000
4	16	56,000	5,000	61,000
5	15	52,500	5,000	57,500
6	11	38,500	5,000	43,500
7	13	45,500	5,000	50,500
8	個人ブース	14,000	3,000	17,000
9	個人ブース	14,000	3,000	17,000
10	個人ブース	14,000	3,000	17,000
11	個人ブース	14,000	3,000	17,000
12	個人ブース	14,000	3,000	17,000
13	個人ブース	14,000	3,000	17,000
14	個人ブース	14,000	3,000	17,000
15	個人ブース	14,000	3,000	17,000

※ 上記家賃には消費税、光熱水費が含まれます。

(4) 主な付帯サービス

- ア サテライトオフィスは24時間入退室可
- イ 光回線による高速インターネット環境 (各区画)
- ウ 専用の郵便受け
- オ 事務所の登記可
- カ 各区画の電子錠によるセキュアな環境

- キ 外からの呼び出しに対応するインターフォン
- ク 会話が外から聞き取りにくい電話コーナー
- ケ 商談にも利用できる会議室（要予約）3部屋を整備
- コ サテライトオフィス専用の複合プリンター（料金別途）
- サ 併設するコワーキングスペース（約 350 m²）の利用可
- シ コミュニティマネジャー、財団職員によるコミュニティ、ビジネスアレンジの支援

ス 隣接するテレワークオフィスワーカーへのアウトソース

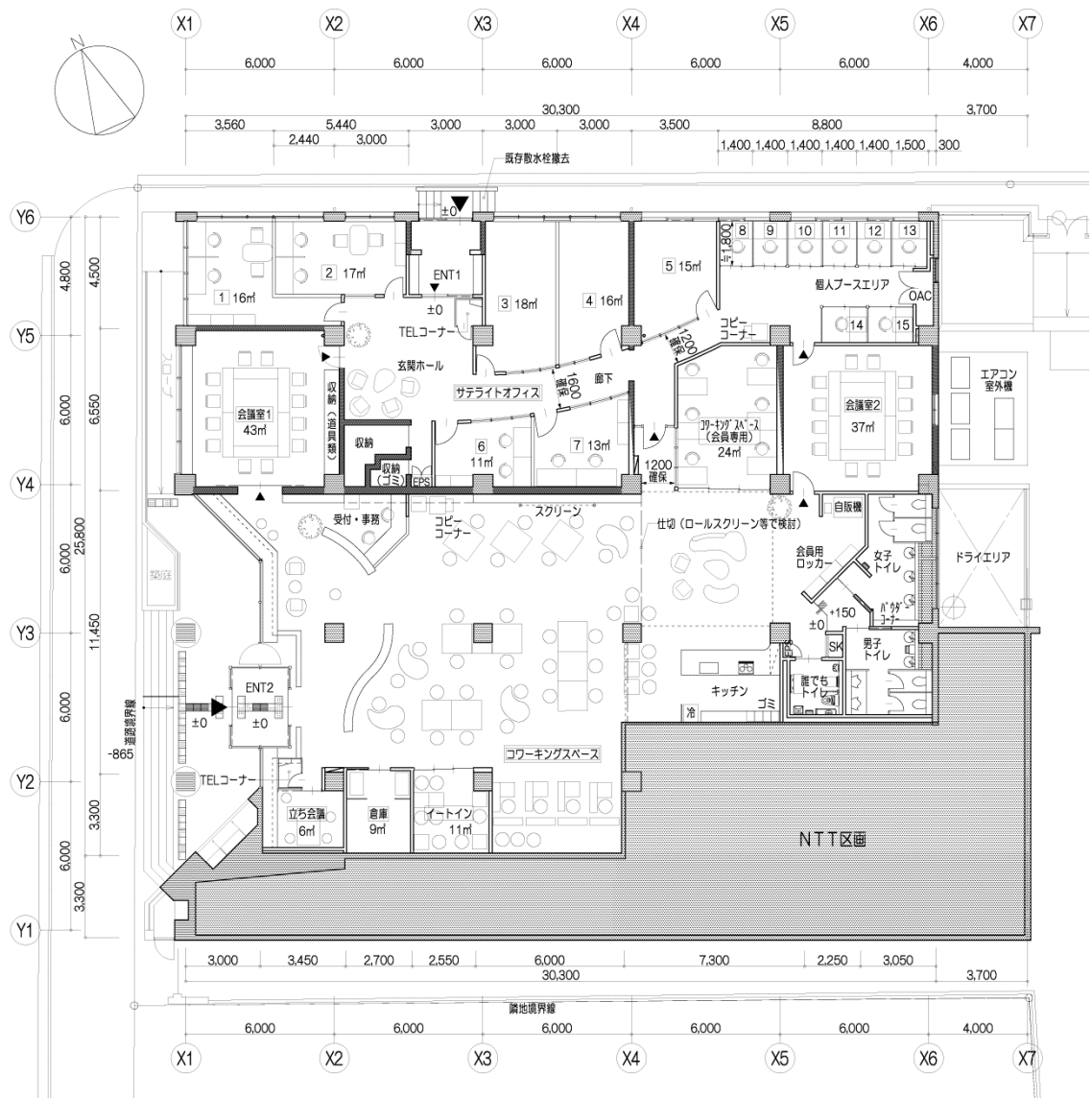
セ 入居企業には1年間半額の家賃補助（松本市補助）

(5) 利用期間

ア 契約期間は2年、更新は原則1回まで

イ ただし、引き続き利用する必要が認められる場合は、理事長判断により更新可能です。

(6) ICT拠点サテライトオフィス平面図



(7) その他

- ア 電話回線は個別契約が必要です。
- イ 施設に専用の駐車場はございません。
- ウ 事務室内の家具は、各入居者でご用意いただきます。

2 申込みできる方の要件

次にあげる条件を満たし、賃料の支払い能力のある企業または個人の申込みが可能です。

- (1) 経営に必要な能力、財力及び信用を有している者
- (2) ICT拠点から発信する新しいビジネス創出に取り組む意欲がある者
- (3) ICT拠点施設で開催するイベントなどに積極的に参画する意思がある者
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者
- (5) 政治的又は宗教的活動の利用は認めない
- (6) マルチ商法及びそれに準ずるビジネスに供する利用は認めない
- (7) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと

3 申込方法

一般財団法人松本ものづくり産業支援センターICT拠点サテライトオフィス入居申込書及び次の添付書類をご用意いただき、お問合せください。

- (1) 法人又は商号登記している個人にあつては、登記事項証明書、商号登録していない個人にあつては、身元（身分）証明書
- (2) 市町村税納税証明書
- (3) 法人にあつては法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書【その3の3】、個人にあつては所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書【その3の2】
- (4) 財務諸表の写し
- (5) 上記以外に該当の場合はご相談ください。

4 入居申請及び許可決定

- (1) 入居申込書を事務局にて審査し、入居資格の可否を判断します。
- (2) 審査の結果、入居資格有り判断した申込者には、入居申込受付書を交付します。
- (3) 入居申込受付書を交付した者には、別途正式な入居申請について案内し、改めて審査委員会による審査を経て、許可決定の判断をします。

5 申込先・お問合せ

一般財団法人松本ものづくり産業支援センター
長野県松本市和田4010-27
電話 0263-40-1000 FAX 0263-40-1001
E-mail: info@m-isc.jp